

審査事務規程の一部改正について（第27次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第178回会合関係]

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととします。[7-15、8-15、7-16、8-16]
- 対象車：令和3年11月1日（輸入自動車は令和6年7月1日）以降の新型車
令和7年12月1日（輸入自動車は令和8年7月1日）以降の継続生産車
- その他、協定規則の改定に伴う改正を行います。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年1月31日国土交通省告示第52号）

3. 施行日

令和2年1月31日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	<u>市街地加速走行騒音値</u>	<u>UN R41-04 附則3 及び UN R51-03 附則3 に規定する「Lurban」の値をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
G	(略)	(略)	G	(略)	(略)
	<u>GTR19</u>	<u>燃料蒸発ガスに関する世界統一技術規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	<u>UN R0</u>	<u>国際的な車両型式認証制度に係る協定規則をいう。</u>	U	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	<u>UN R152</u>	<u>乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則をいう。</u>	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
1-3-1(略)			1-3-1(略)		
1-4~1-6(略)			1-4~1-6(略)		
第2章~第3章(略)			第2章~第3章(略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1(略)			4-1(略)		
4-2 自動車検査場における掲示等			4-2 自動車検査場における掲示等		
(1)~(2)(略)			(1)~(2)(略)		
(3)(2)②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。			(3)(2)②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。		
① 各検査コース共通の受検時の注意事項			① 各検査コース共通の受検時の注意事項		
ア 受検車両の操作方法(特にトラクションコントロール装置、 <u>衝突被害軽減ブレーキ</u> 、 <u>コーナーセンサー</u> 、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類)については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにして <u>くだ</u>			ア 受検車両の操作方法(特にトラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類)については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにして <u>下さい</u> 。		

新	旧
<p><u>さい</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>イ 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>ウ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>エ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率50%以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>オ 平成18年12月31日以前に製作された車両は、「旧基準速度計」申告ボタンを押して<u>ください</u>。</p> <p>※申告ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>カ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入して<u>ください</u>。</p> <p>キ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従って<u>ください</u>。</p> <p>ク テスタ上ではハンドルを切らないで<u>ください</u>。</p> <p>ケ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して<u>ください</u>。</p> <p>コ ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで<u>ください</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>サ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて<u>ください</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>シ 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って<u>ください</u>。</p> <p>ス サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮<u>ください</u>。</p> <p>セ（略）</p> <p>ソ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで<u>ください</u>。また、その間を通行しないで<u>ください</u>。</p> <p>タ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>チ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容が自動車と相違していないことを確認して<u>ください</u>。相違している場合は、ただちに申し出て<u>ください</u>。</p> <p>② マルチコースの受検時の注意事項</p> <p>ア 軸重2,000kg以上の車両、ホイールベースが1.8m未満又は3.2m超の車両、幅2.1m以上の車両、高さ3.0m以上の車両、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査コースに乗り入れないで<u>ください</u>。</p> <p>※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。</p> <p>イ 再入場車、フラットロー車、4WS車、オフロード車、走行用ライト検査車</p>	<p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>イ 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>ウ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>エ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率50%以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>オ 平成18年12月31日以前に製作された車両は、「旧基準速度計」申告ボタンを押して<u>下さい</u>。</p> <p>※申告ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>カ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入して<u>下さい</u>。</p> <p>キ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従って<u>下さい</u>。</p> <p>ク テスタ上ではハンドルを切らないで<u>下さい</u>。</p> <p>ケ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して<u>下さい</u>。</p> <p>コ ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで<u>下さい</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>サ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて<u>下さい</u>。</p> <p>※二輪検査コースの場合には表示対象外</p> <p>シ 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って<u>下さい</u>。</p> <p>ス サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮<u>下さい</u>。</p> <p>セ（略）</p> <p>ソ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで<u>下さい</u>。また、その間を通行しないで<u>下さい</u>。</p> <p>タ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>チ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容が自動車と相違していないことを確認して<u>下さい</u>。相違している場合は、ただちに申し出て<u>ください</u>。</p> <p>② マルチコースの受検時の注意事項</p> <p>ア 軸重2,000kg以上の車両、ホイールベースが1.8m未満又は3.2m超の車両、幅2.1m以上の車両、高さ3.0m以上の車両、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査コースに乗り入れないで<u>下さい</u>。</p> <p>※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。</p> <p>イ 再入場車、フラットロー車、4WS車、オフロード車、走行用ライト検査車</p>

新	旧
<p>は該当する申告ボタンを押して<u>ください</u>。 ※申告ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>ウ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>ください</u>。 ※進入表示器の場合には「入場信号灯の「青色」を「進入表示器の「進入」表示」と変更する。</p> <p>③ 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項 ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないで<u>ください</u>。 ※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。 イ 前輪駆動車 (FF 車) は、検査選択ボタンを押して<u>ください</u>。 ※選択ボタンがない場合には表示対象外 ウ 再入場車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押して<u>ください</u>。 なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して<u>ください</u>。 ※申告ボタンがない場合には前段表示対象外 エ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検して<u>ください</u>。 オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>ください</u>。 カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて<u>ください</u>。 キ フルタイム 4WD 車、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>ください</u>。 ク トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検して<u>ください</u>。 ケ 前 2 軸車、後 2 軸車、4 軸車は、多軸車検査用選択ボタンを押して<u>ください</u>。 ※選択ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>④ 大型マルチコースの受検時の注意事項 ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないで<u>ください</u>。 イ 二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>ください</u>。 ウ 入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択して<u>ください</u>。 エ ヘッドライト検査時は、該当する H 用申告ボタンを押して<u>ください</u>。 オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して<u>ください</u>。 カ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>ください</u>。 キ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて<u>ください</u>。</p> <p>⑤ 二輪検査コースの受検時の注意事項</p>	<p>は該当する申告ボタンを押して<u>下さい</u>。 ※申告ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>ウ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>下さい</u>。 ※進入表示器の場合には「入場信号灯の「青色」を「進入表示器の「進入」表示」と変更する。</p> <p>③ 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項 ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないで<u>下さい</u>。 ※数値は当該機器の仕様に合わせて表示すること。 イ 前輪駆動車 (FF 車) は、検査選択ボタンを押して<u>下さい</u>。 ※選択ボタンがない場合には表示対象外 ウ 再入場車、走行用ライト検査車は該当する申告ボタンを押して<u>下さい</u>。 なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して<u>下さい</u>。 ※申告ボタンがない場合には前段表示対象外 エ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検して<u>下さい</u>。 オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>下さい</u>。 カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて<u>下さい</u>。 キ フルタイム 4WD 車、二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。 ク トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検して<u>下さい</u>。 ケ 前 2 軸車、後 2 軸車、4 軸車は、多軸車検査用選択ボタンを押して<u>下さい</u>。 ※選択ボタンがない場合には表示対象外</p> <p>④ 大型マルチコースの受検時の注意事項 ア 軸重 10,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないで<u>下さい</u>。 イ 二輪車、側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。 ウ 入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択して<u>下さい</u>。 エ ヘッドライト検査時は、該当する H 用申告ボタンを押して<u>下さい</u>。 オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して<u>下さい</u>。 カ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>下さい</u>。 キ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて<u>下さい</u>。</p> <p>⑤ 二輪検査コースの受検時の注意事項</p>

新	旧
<p>ア 側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>イ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>ウ すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出て<u>ください</u>。</p> <p>エ 前輪でスピード検査を行う車両は、スピードメータ検出選択ボタンを押して<u>ください</u>。</p> <p>オ スピード検査はローラをモーターで回転しますので、シフトを「N」で実施し、自走しないで<u>ください</u>。また、スピード検査判定後、ローラが自動停止するまでブレーキをかけないで<u>ください</u>。</p> <p>カ 再入場車、すれ違い用ライト検査車は該当する申告ボタンを押して<u>ください</u>。</p> <p>キ 表示器の「前輪をテストに乗せる」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>ください</u>。</p> <p>ク テスタに設置されているクランプ装置は、車両を固定するものではありません。受検中は転倒防止を図って<u>ください</u>。</p> <p>ケ ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置で正しくテストに正対させて<u>ください</u>。</p> <p>コ ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検して<u>ください</u>。</p> <p>サ 排気ガス検査車で2サイクル車は、選択ボタンを押して<u>ください</u>。</p> <p>シ 車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図って<u>ください</u>。</p> <p>ス 検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないで<u>ください</u>。</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア 停止位置案内線に沿って、検査コースの中央に直進姿勢で停止して<u>ください</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 使用の過程にある自動車、<u>法第71条の規定による</u>自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車(別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)から(5)までに掲げる自動車に限る。)</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>ア 側車付二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>イ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>ウ すれ違い用ライト検査車は、検査担当者に申し出て<u>下さい</u>。</p> <p>エ 前輪でスピード検査を行う車両は、スピードメータ検出選択ボタンを押して<u>下さい</u>。</p> <p>オ スピード検査はローラをモーターで回転しますので、シフトを「N」で実施し、自走しないで<u>下さい</u>。また、スピード検査判定後、ローラが自動停止するまでブレーキをかけないで<u>下さい</u>。</p> <p>カ 再入場車、すれ違い用ライト検査車は該当する申告ボタンを押して<u>下さい</u>。</p> <p>キ 表示器の「前輪をテストに乗せる」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れて<u>下さい</u>。</p> <p>ク テスタに設置されているクランプ装置は、車両を固定するものではありません。受検中は転倒防止を図って<u>下さい</u>。</p> <p>ケ ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置で正しくテストに正対させて<u>下さい</u>。</p> <p>コ ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検して<u>下さい</u>。</p> <p>サ 排気ガス検査車で2サイクル車は、選択ボタンを押して<u>下さい</u>。</p> <p>シ 車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図って<u>下さい</u>。</p> <p>ス 検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないで<u>下さい</u>。</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア 停止位置案内線に沿って、検査コースの中央に直進姿勢で停止して<u>下さい</u>。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 使用の過程にある自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車(別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)から(5)までに掲げる自動車に限る。)</p> <p>ア～イ (略)</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (1) において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は<u>特定</u>整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は4-21 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>4-8-1 (略)</p> <p>4-8-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を</u>自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラ<u>を用いて</u>撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</p> <p>① <u>座席の変更にかかる書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり</u></p> <p>② 7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（<u>ア</u>又は<u>イ</u>の自動車を除く。）の<u>当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）</u></p> <p><u>ア</u> 7-100-1 (2) が適用される自動車</p> <p><u>イ</u> 指定自動車等であって7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置に変更がないもの</p> <p>③ <u>その他撮影記録が必要と判断した部位</u> <u>（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備</u></p> <p><u>(3) (1) 及び (2) において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。</u></p> <p>なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。</p> <p><u>(4) (1) 及び (2) において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供す</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (1) において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は<u>分解</u>整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は4-21 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>4-8-1 (略)</p> <p>4-8-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他3次元測定・画像取得装置では画像を取得できない部位であって、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、</u>自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 <u>（新設）</u></p> <p><u>(3) 新規検査等の受検車両であって</u>7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置を備えているもの（次に掲げる①又は②の自動車を除く。）<u>については、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該装置の取付状況を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</u></p> <p>① 7-100-1 (2) が適用される自動車</p> <p>② 指定自動車等であって7-100 (8-100) に規定する鏡その他の装置に変更がないもの <u>（新設）</u></p> <p><u>(4) (1) から (3) までにおいて取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。</u></p> <p>なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。</p> <p><u>(5) (1) から (3) までにおいて取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供す</u></p>

新	旧																		
<p>のとする。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>4-8-3 (略)</p> <p>4-9~4-25 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</p> <p>6-1~6-10 (略)</p> <p>6-11 走行装置</p> <p>7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。</p> <p>この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-<u>S10</u> に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの (タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。) が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">自動車の区分</th> <th style="width: 35%;">適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)</th> <th style="width: 35%;">適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>UN R30-02-<u>S21</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.</td> <td>UN R117-02-<u>S10</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)	(1) (略)	UN R30-02- <u>S21</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02- <u>S10</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。	(2) (略)	(略)		<p>るものとする。</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>4-8-3 (略)</p> <p>4-9~4-25 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</p> <p>6-1~6-10 (略)</p> <p>6-11 走行装置</p> <p>7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。</p> <p>この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-<u>S9</u> に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの (タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。) が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">自動車の区分</th> <th style="width: 35%;">適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)</th> <th style="width: 35%;">適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>UN R30-02-<u>S20</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.</td> <td>UN R117-02-<u>S9</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)	(1) (略)	UN R30-02- <u>S20</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02- <u>S9</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。	(2) (略)	(略)	
自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)																	
(1) (略)	UN R30-02- <u>S21</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02- <u>S10</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。																	
(2) (略)	(略)																		
自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)																	
(1) (略)	UN R30-02- <u>S20</u> の3. (3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02- <u>S9</u> の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。)及び6. (6.1. (転がり音)及び6.3. (転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。																	
(2) (略)	(略)																		

新			旧		
		また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ①～④ (略)			また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ①～④ (略)
(略)	UN R75-00-S18の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。)ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。	—	(略)	UN R75-00-S17の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。)ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。	—
<p>(略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準。 ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1の5.及び6.に定める基準。 なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6-12 (略)</p> <p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-03-S1の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-03-S1に定める自動命令型操舵機能(2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。)については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。</p>			<p>(略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準。 ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03の5.及び6.に定める基準。 なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6-12 (略)</p> <p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-03の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-03に定める自動命令型操舵機能(2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。)については、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。</p>		

新	旧
<p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6-14～6-37 (略)</p> <p>6-38 運転者席</p> <p>7-38の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える運転者席については、UN R125-01-S1の5.及び6.に定める基準。</p> <p>ただし、平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。については、細目告示別添29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p><u>この場合において、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-01-S1の5.1.3.に定める間接視界装置として取扱うものとする。(細目告示第27条第1項、適用関係告示第18条の2関係)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6-39～6-52 (略)</p> <p>6-53 騒音防止装置</p> <p>7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 7-53-2-3 <u>(5)</u> の基準は適用しない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>6-54～6-70 (略)</p> <p>6-71 車幅灯</p> <p>7-71の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6-14～6-37 (略)</p> <p>6-38 運転者席</p> <p>7-38の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える運転者席については、UN R125-01-S1の5.及び6.に定める基準。</p> <p>ただし、平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。については、細目告示別添29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条第2項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-39～6-52 (略)</p> <p>6-53 騒音防止装置</p> <p>7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 7-53-2-3 <u>(4)</u> の基準は適用しない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>6-54～6-70 (略)</p> <p>6-71 車幅灯</p> <p>7-71の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 A に係るものに限る。)又は細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び9.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.及び UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項、第 14 項関係)</p> <p>6-72 前部上側端灯</p> <p>7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709</p>	<p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 A に係るものに限る。)又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8.及び9.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.及び UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項、第 14 項関係)</p> <p>6-72 前部上側端灯</p> <p>7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709</p>

新	旧
<p>に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)</p>	<p>に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)</p>
<p>6-72 の 2～6-76 (略)</p>	<p>6-72 の 2～6-76 (略)</p>
<p>6-77 尾灯</p>	<p>6-77 尾灯</p>
<p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1 及び R2 に係るものに限る。) 又は <u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.2. (種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p>
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.2. にかかわらず 3.5.1.1.、UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p>
<p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p>	<p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p>
<p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、第 15 項関係)</p>	<p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項、第 15 項関係)</p>
<p>6-78 後部霧灯</p>	<p>6-78 後部霧灯</p>
<p>7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.9. 又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.9. 又は <u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p>
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.9. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいこととし、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省</u></p>

新	旧
<p>準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第38条第12項関係)</p> <p>6-79 駐車灯</p> <p>7-79の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.3.又は細目告示別添66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.3.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第39条第12項関係)</p> <p>6-80 後部上側端灯</p> <p>7-80の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.2.(種別RM1及びRM2に係るものに限る。)又は細目告示別添67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.2.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添67「後部上側端灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>告示第714号による改正前</u>の細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第38条第12項関係)</p> <p>6-79 駐車灯</p> <p>7-79の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-00の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.3.又は<u>令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.3.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、<u>令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第39条第12項関係)</p> <p>6-80 後部上側端灯</p> <p>7-80の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-00の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)及び5.2.(種別RM1及びRM2に係るものに限る。)又は<u>令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00の5.2.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、<u>令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前</u>の細目告示別添67「後部上側端灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最</p>

新	旧
<p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p> <p>6-81～6-83 (略)</p> <p>6-84 制動灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、第 17 項関係)</p> <p>6-85 補助制動灯 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 71 「補助制動灯の技術基準」に</p>	<p>大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p> <p>6-81～6-83 (略)</p> <p>6-84 制動灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は 令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-00-S20 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R50-00-S20 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項、第 17 項関係)</p> <p>6-85 補助制動灯 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-00 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は 令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714</p>

新	旧
<p>定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p>	<p><u>号による改正前</u>の細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-00 の 5.5.にかかわらず 3.5.1.1.に適合するものであればよいこととし、<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p>
<p>6-86 (略)</p>	<p>6-86 (略)</p>
<p>6-87 方向指示器 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00 の 5.6.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-01-S29 の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係) ①～② (略) ③ 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準</p>	<p>6-87 方向指示器 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-00 の 5.6.にかかわらず 3.5.1.1.、UN R6-01-S29 の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-00-S20 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係) ①～② (略) ③ 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては<u>令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前</u>の細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準</p>
<p>6-88～6-98 (略)</p>	<p>6-88～6-98 (略)</p>
<p>6-98 の 2 車両接近通報装置 7-98 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-<u>SI</u> の 6.に定める基準</p>	<p>6-98 の 2 車両接近通報装置 7-98 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01 の 6.に定める基準</p>

新	旧
<p>6-98の3～6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 テスタ等による審査 四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合することが明らかなものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。 ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号関係、細目告示第91条第1項第1号ル関係）</p> <p>7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03-S1に定める自動命令型操舵機能（2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。）については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03-S1の5.及び6.に適合するものとみなす。（細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係） ①～③ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-13 (略)</p> <p>7-14 (略)</p> <p>7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1)～(3) (略) (4) (1)の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第15条第7項、<u>第8項</u>関係、細目告示第93条第8項、<u>第9項</u>関係、適用関係告示第9条第44項関係） <u>(削除)</u> ① 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が</p>	<p>6-98の3～6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 テスタ等による審査 四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-03の5.及び6.に適合することが明らかなものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。 ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第13条第1項第1号ル関係、細目告示第91条第1項第1号ル関係）</p> <p>7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-03に定める自動命令型操舵機能（2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.及び2.3.4.1.4.を除く。）については、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-03の5.及び6.に適合するものとみなす。（細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係） ①～③ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-13 (略)</p> <p>7-14 (略)</p> <p>7-15トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1)～(3) (略) (4) (1)の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第15条第7項関係、細目告示第93条第8項関係、適用関係告示第9条第44項関係） ① <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</u> ② 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が</p>

新	旧
<p>3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの</p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもののうち、</u>高速道路等において運行しない自動車</p> <p><u>③ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p><u>④ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p>	<p>3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの</p> <p><u>③</u> 高速道路等において運行しない自動車</p> <p><u>④ 道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な設備を有するもの</u> <u>(新設)</u></p>
<p>7-15-2 性能要件</p>	<p>7-15-2 性能要件</p>
<p>7-15-2-1 (略)</p>	<p>7-15-2-1 (略)</p>
<p>7-15-2-2 視認等による審査</p>	<p>7-15-2-2 視認等による審査</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあつては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置にあつては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>
<p>7-15-2-3 書面等による審査</p>	<p>7-15-2-3 書面等による審査</p>
<p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)、(4)及び<u>(5)</u>の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 7-16-2-3 <u>(1) ①から④までの</u>基準(7-16-2-2 (2)の基準に適合するものに限る。)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(4)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 7-16-2-3 <u>(2)</u>の基準(7-16-2-2 (2)の基準に適合するものに限る。)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>
<p><u>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-00 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>



新	旧
<p><u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p><u>② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(4) <u>及び</u> (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに適用される基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>①～③ (略)</u></p> <p>7-15-3 (略)</p> <p>7-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p><u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u></p> <p><u>(15) 次に掲げる自動車については、7-15-19 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第53項関係)</u></p> <p><u>① 令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和3年11月1日から令和7年11月30日 (輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和3年11月1日から令和9年8月31日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p><u>イ 令和3年11月1日 (輸入された自動車にあっては令和6年7月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) であって、令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。) の発行日が令和7年11月30日 (輸入された自動車にあっては令和8年6月30日) 以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考</u></p>	<p><u>(5) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(4) <u>の</u>基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>①～③ (略)</u></p> <p>7-15-3 (略)</p> <p>7-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-15-5～7-15-12（略） 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）】</p> <p>7-15-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、第42項及び第44項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-15-13-1（略） 7-15-13-2 性能要件 7-15-13-2-1～7-15-13-2-2（略） 7-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①（略） ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア（略） イ 7-16-2-3 (1) ①から④までの基準（7-16-2-2 (2) <u>⑥を除く。</u>）の基準に適合するものに限る。）</p> <p>③ 平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された車両総重量 3.5t 以下の軽自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア（略） イ 7-16-13-2-3 (2) の基準（7-16-2-2 (2) <u>⑥を除く。</u>）の基準に適合するものに限る。）</p> <p>④（略） (3)～(5)（略）</p> <p>7-15-14～7-15-16（略） 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-15-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示</p>	<p>7-15-5～7-15-12（略） 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）】</p> <p>7-15-13 従前規定の適用⑨ 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、第42項及び第44項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-15-13-1（略） 7-15-13-2 性能要件 7-15-13-2-1～7-15-13-2-2（略） 7-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①（略） ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア（略） イ 7-16-2-3 (2) の基準（7-16-2-2 (2) の基準に適合するものに限る。）</p> <p>③ 平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された車両総重量 3.5t 以下の軽自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア（略） イ 7-16-13-2-3 (2) の基準（7-16-2-2 (2) の基準に適合するものに限る。）</p> <p>④（略） (3)～(5)（略）</p> <p>7-15-14～7-15-16（略） 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-15-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示</p>

新	旧
<p>示第9条第47項、第48項、第49項関係) ①～② (略)</p> <p>7-15-17-1 (略)</p> <p>7-15-17-2 性能要件</p> <p>7-15-17-2-1～7-15-17-2-2 (略)</p> <p>7-15-17-2-3 書面等による審査</p> <p>7-15-19-2-3に同じ。</p> <p>【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】</p> <p>7-15-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-15-18-1 (略)</p> <p>7-15-18-2 性能要件</p> <p>7-15-18-2-1～7-15-18-2-2 (略)</p> <p>7-15-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 7-15-19-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-15-19-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-15-19-2-3 (5) に同じ。</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置 : UN R152 適用前】</p> <p>7-15-19 従前規定の適用⑮</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第53項関係)</p> <p>① <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和3年11月1日から令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和3年11月1日から令和9年8月31日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ <u>令和3年11月1日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>であって、<u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突</u></p>	<p>示第9条第47項、第48項、第49項関係) ①～② (略)</p> <p>7-15-17-1 (略)</p> <p>7-15-17-2 性能要件</p> <p>7-15-17-2-1～7-15-17-2-2 (略)</p> <p>7-15-17-2-3 書面等による審査</p> <p>7-15-2-3に同じ。</p> <p>【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】</p> <p>7-15-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-15-18-1 (略)</p> <p>7-15-18-2 性能要件</p> <p>7-15-18-2-1～7-15-18-2-2 (略)</p> <p>7-15-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 7-15-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-15-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-15-2-3 (5) に同じ。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあつては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあつては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-15-19-1 装備要件</p> <p><u>(1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-19-2 の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>(2) (1) の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上であり、かつ、車軸の数が4を超えるもの</u></p> <p><u>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの</u></p> <p><u>(3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。</u> <u>ただし、7-15-4 (14) ①から⑤までに掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</u></p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの</u></p> <p><u>② 指定自動車等以外の自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの</u></p> <p><u>③ 高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p><u>④ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p><u>⑤ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>7-15-19-2 性能要件</p> <p>7-15-19-2-1 テスタ等による審査 7-15-2-1 に同じ。</p> <p>7-15-19-2-2 視認等による審査</p>	

新	旧
<p><u>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</u></p> <p><u>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</u></p> <p><u>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</u></p> <p><u>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</u></p> <p><u>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</u></p> <p><u>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</u></p> <p><u>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</u></p> <p><u>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</u></p> <p><u>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</u></p> <p><u>コ アからケまでに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</u></p> <p><u>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</u></p> <p><u>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</u></p> <p><u>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</u></p> <p><u>③ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>④ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に</u></p>	

新	旧
<p><u>防止することができる装置を備える自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>⑥ 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u></p> <p><u>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</u></p> <div style="text-align: center;">   </div> <p>【表示】</p> <p>7-15-19-2-3 書面等による審査</p> <p><u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) 及び (4) の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③までにかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 制動装置は、UN R13-11-S16 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</u></p> <p><u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則 13 に適合すること。</u></p> <p><u>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則 21 に適合すること。</u></p> <p><u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。</u></p> <p><u>② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>ア 7-15-19-2-3 (2) ①の基準</u></p>	

新	旧
<p><u>イ 7-16-2-3 (1) ①から④までの基準 (7-16-2-2 (2) (⑥を除く。)の基準に適合するものに限る。)</u></p> <p><u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)</u> <u>であって車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 制動装置は、UN R13-11-S16 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。</u></p> <p><u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S16 附則 13 に適合すること。</u></p> <p><u>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-11-S16 附則 21 に適合すること。</u></p> <p><u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</u></p> <p><u>④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイまでに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等 (7-15 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p><u>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p><u>② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p><u>③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p><u>④ 指定自動車等以外の自動車</u></p>	

新	旧
<p>(5) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(7-15に規定する自動車に限る。)に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-16 乗用車の制動装置</p> <p>7-16-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の制動装置には、次の①から④までに掲げる装置を備えること。</p> <p><u>ただし、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものについては④に掲げる装置の装備を要しない。</u>(細目告示第15条第3項、第8項関係、細目告示第93条第3項、第9項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-16-2 性能要件</p> <p>7-16-2-1 (略)</p> <p>7-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係、第171条第9項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u></p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p>	<p>7-16 乗用車の制動装置</p> <p>7-16-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の制動装置には、次の①から③に掲げる装置を備えること。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-16-2 性能要件</p> <p>7-16-2-1 (略)</p> <p>7-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p>

新	旧
<p>7-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から⑤までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項、<u>第8項</u>関係、細目告示第93条第3項、<u>第9項</u>関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S3</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-<u>S2</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>⑤ <u>衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-00の5.及び6.に適合すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-3 (略)</p> <p>7-16-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u></p> <p><u>(11) 次に掲げる自動車については、7-16-15 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第53項関係)</u></p> <p>① <u>令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和3年11月1日から令和7年11月30日 (輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ <u>令和3年11月1日 (輸入された自動車にあっては令和6年7月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u> であって、<u>令和3年10月31日 (輸入された自動車にあっては令和6年6月30日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u> から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検</u></p>	<p>7-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S2</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-<u>S1</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-3 (略)</p> <p>7-16-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-16-5～7-16-11（略）</p> <p>7-16-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第17項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-16-12-1（略）</p> <p>7-16-12-2 視認等による審査</p> <p>7-16-12-2-1～7-16-12-2-2（略）</p> <p>7-16-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S3</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-<u>S2</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-16-13 従前規定の適用⑨ 平成26年9月30日（軽自動車にあっては平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成26年9月30日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第16項関係）</p> <p>7-16-13-1（略）</p> <p>7-16-13-2 性能要件</p> <p>7-16-13-2-1（略）</p> <p>7-16-13-2-2 視認等による審査</p> <p><u>(1) 7-16-2-2 (1) に同じ。</u></p> <p><u>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>7-16-2-2 (2) ①に同じ。</u></p> <p>② <u>7-16-2-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p>③ <u>7-16-2-2 (2) ③に同じ。</u></p>	<p>7-16-5～7-16-11（略）</p> <p>7-16-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第17項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-16-12-1（略）</p> <p>7-16-12-2 視認等による審査</p> <p>7-16-12-2-1～7-16-12-2-2（略）</p> <p>7-16-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S2</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-<u>S1</u>の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-16-13 従前規定の適用⑨ 平成26年9月30日（軽自動車にあっては平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成26年9月30日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第16項関係）</p> <p>7-16-13-1（略）</p> <p>7-16-13-2 性能要件</p> <p>7-16-13-2-1（略）</p> <p>7-16-13-2-2 視認等による審査</p> <p><u>7-16-2-2 に同じ。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>④ <u>7-16-2-2 (2) ④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-16-2-2 (2) ⑤に同じ。</u></p> <p>7-16-13-2-3 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-16-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 49 項関係)</p> <p>7-16-14-1 (略)</p> <p>7-16-14-2 性能要件</p> <p>7-16-14-2-1～7-16-14-2-2 (略)</p> <p>7-16-14-2-3 書面等による審査</p> <p>7-16-15-2-3 に同じ。</p> <p>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</p> <p>7-16-15 従前規定の適用⑪</p> <p><u>次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 53 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 3 年 10 月 31 日 (輸入された自動車にあっては令和 6 年 6 月 30 日) 以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 3 年 11 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日 (輸入された自動車にあっては令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 3 年 10 月 31 日 (輸入された自動車にあっては令和 6 年 6 月 30 日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ <u>令和 3 年 11 月 1 日 (輸入された自動車にあっては令和 6 年 7 月 1 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) であって、令和 3 年 10 月 31 日 (輸入された自動車にあっては令和 6 年 6 月 30 日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車 (衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 7 年 11 月 30 日 (輸入された自動車にあっては令和 8 年 6 月 30 日) 以前</u></p>	<p>7-16-13-2-3 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-16-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 49 項関係)</p> <p>7-16-14-1 (略)</p> <p>7-16-14-2 性能要件</p> <p>7-16-14-2-1～7-16-14-2-2 (略)</p> <p>7-16-14-2-3 書面等による審査</p> <p>7-16-2-3 に同じ。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあつては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p>7-16-15-1 装備要件</p> <p><u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（7-17から7-19までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-16-15-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>(2) (1)の制動装置には、次の①から③までに掲げる装置を備えること。</u></p> <p><u>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置</u></p> <p><u>③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置</u></p> <p>7-16-15-2 性能要件</p> <p>7-16-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p><u>7-16-2-1に同じ。</u></p> <p>7-16-15-2-2 視認等による審査</p> <p><u>(1) 7-16-2-2 (1)に同じ。</u></p> <p><u>(2) 7-16-2-2 (2)に同じ。</u></p> <p><u>なお、文中において⑥の規定は適用しない。</u></p> <p>7-16-15-2-3 書面等による審査</p> <p><u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係）</u></p> <p><u>① 制動装置は、UN R13H-01-S1の5.及び6.に適合すること。</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-01-S1 附則6に適合すること。</u></p> <p><u>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S2の5.、6.及び7.に適合すること。</u></p> <p><u>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-S1の5.、6.及び7.に適合すること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等（7-16に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u></p> <p><u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u></p>	

新	旧
<p><u>ている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p>	
<p>7-17 二輪車の制動装置</p>	<p>7-17 二輪車の制動装置</p>
<p>7-17-1 (略)</p>	<p>7-17-1 (略)</p>
<p>7-17-2 性能要件</p>	<p>7-17-2 性能要件</p>
<p>7-17-2-1～7-17-2-2 (略)</p>	<p>7-17-2-1～7-17-2-2 (略)</p>
<p>7-17-2-3 書面等による審査</p>	<p>7-17-2-3 書面等による審査</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 制動装置は、UN R78-04-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(2) 制動装置は、UN R78-04 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-04-<u>S1</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p>	<p>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-04 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p>
<p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-04-<u>S1</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。</p>	<p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-04 附則 3 の 9. に適合するものであること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>7-17-3～7-17-9 (略)</p>	<p>7-17-3～7-17-9 (略)</p>
<p>7-18～7-21 (略)</p>	<p>7-18～7-21 (略)</p>
<p>7-22 燃料装置</p>	<p>7-22 燃料装置</p>
<p>7-22-1～7-22-10 (略)</p>	<p>7-22-1～7-22-10 (略)</p>
<p>[ボールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用]</p>	<p>[ボールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用]</p>
<p>7-22-11 従前規定の適用⑦</p>	<p>7-22-11 従前規定の適用⑦</p>
<p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合する <u>もの</u> であればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係）</p>	<p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合する <u>もの</u> であればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係）</p>
<p>①～② (略)</p>	<p>①～② (略)</p>
<p>7-22-11-1 (略)</p>	<p>7-22-11-1 (略)</p>
<p>7-23 (略)</p>	<p>7-23 (略)</p>
<p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p>	<p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p>
<p>7-24-1 性能要件</p>	<p>7-24-1 性能要件</p>
<p>7-24-1-1 視認等による審査</p>	<p>7-24-1-1 視認等による審査</p>

新	旧																																																												
<p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第1項関係、細目告示第98条第1項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">容器の種類</th> <th style="text-align: center;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="text-align: center;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量が50L未満の容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">20年^{以上}</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示</p>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が50L未満の容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20年 ^{以上}	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第1項関係、細目告示第98条第1項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">容器の種類</th> <th style="text-align: center;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="text-align: center;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量が50L未満の容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">20年^{未満}</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示</p>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が50L未満の容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20年 ^{未満}	(略)	(略)	(略)	(略)
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	容量が50L未満の容器	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	20年 ^{以上}	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	(略)	(略)																																																											
	容量が50L未満の容器	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	20年 ^{未満}	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											

新	旧																																										
<p>第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>〔(エ) における表示〕</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>〔(エ) における表示〕</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		<p>第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>〔(エ) における表示〕</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>〔(エ) における表示〕</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月 <u>日</u>	(新設)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月 <u>日</u>	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 <u>日</u>		再 検 査 月	年 月 <u>日</u>	
車載容器総括証票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月																																										
最高充填圧力 (MFP)																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月																																										
再 検 査 月	年 月																																										
車載容器総括証票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月 <u>日</u>																																										
(新設)																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月 <u>日</u>																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月 <u>日</u>																																										
再 検 査 月	年 月 <u>日</u>																																										

新	旧																												
<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>（参考） 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">供給圧力（SP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ（略）</p> <p>7-24-1-2（略） 7-24-2～7-24-3（略） 7-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については7-24-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第4項関係）</p> <p>① 令和4年2月28日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和4年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限		供給圧力（SP）		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限		<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>（参考） 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（新設）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最高充填圧力（MFP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ（略）</p> <p>7-24-1-2（略） 7-24-2～7-24-3（略） 7-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については7-24-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第4項関係）</p> <p>① 令和2年2月29日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和2年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和2年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		（新設）		充填可能期限	年 月	最高充填圧力（MFP）		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月
車載容器総括証票																													
充填すべきガスの名称																													
内容積																													
充填可能期限																													
供給圧力（SP）																													
公称使用圧力（NWP）																													
検査有効期限																													
車載容器総括証票																													
充填すべきガスの名称																													
（新設）																													
充填可能期限	年 月																												
最高充填圧力（MFP）																													
公称使用圧力（NWP）																													
検査有効期限	年 月																												

新	旧																																										
<p>ウ 型式指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 2 月 28 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 5 年 2 月 28 日以前のもの</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>7-24-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 1 項関係）</p> <p>7-24-5-1 性能要件</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">容器の種類</th> <th style="text-align: center;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="text-align: center;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量が 50L 未満の容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 年以上</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)	20 年 以上	(略)	<p>ウ 型式指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 2 月 28 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 2 月 28 日以前のもの</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>7-24-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 1 項関係）</p> <p>7-24-5-1 性能要件</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">容器の種類</th> <th style="text-align: center;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="text-align: center;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量が 50L 未満の容器</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 年未満</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)	20 年 未満	(略)
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																									
(略)	(略)	(略)																																									
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																									
	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)																																								
		20 年 以上	(略)																																								
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																									
(略)	(略)	(略)																																									
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																									
	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
		(略)	(略)																																								
	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)																																								
		20 年 未満	(略)																																								

新		旧	
(略)	(略)	(略)	(略)
※1 (略)		※1 (略)	
(ウ) (略)		(ウ) (略)	
イ (略)		イ (略)	
②～⑭ (略)		②～⑭ (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
7-24-6 従前規定の適用②		7-24-6 従前規定の適用②	
次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第4項関係)		次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第4項関係)	
① 令和4年2月28日以前に製作された自動車		① 令和2年2月29日以前に製作された自動車	
② 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの		② 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの	
ア 令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車		ア 令和2年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車	
イ 令和4年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和4年2月28日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの		イ 令和2年3月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和2年2月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの	
ウ 型式指定自動車等以外の自動車		ウ 型式指定自動車等以外の自動車	
③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年2月28日以前のもの		③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年2月28日以前のもの	
④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和5年2月28日以前のもの		④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年2月28日以前のもの	
7-24-6-1 (略)		7-24-6-1 (略)	
7-24-7～7-24-11 (略)		7-24-7～7-24-11 (略)	
7-24-12 従前規定の適用⑧		7-24-12 従前規定の適用⑧	
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第14項、第15項関係)		次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第14項、第15項関係)	
①～③ (略)		①～③ (略)	
7-24-12-1 性能要件		7-24-12-1 性能要件	
7-24-12-1-1 視認等による審査		7-24-12-1-1 視認等による審査	
(1) 高压ガスを燃料とする自動車((3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。		(1) 高压ガスを燃料とする自動車((3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。		① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	

新	旧																																												
<p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">容器の種類</th> <th style="width: 30%;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="width: 30%;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量が 50L 未満の容器</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20 年^{以上}</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、</p>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が 50L 未満の容器	(略)	20 年 ^{以上}	(略)	(略)	(略)	<p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。 なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">容器の種類</th> <th style="width: 30%;">容器検査合格後の経過年数</th> <th style="width: 30%;">容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">容量が 50L 未満の容器</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20 年^{未満}</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、</p>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	(略)	(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	容量が 50L 未満の容器	(略)	20 年 ^{未満}	(略)	(略)	(略)
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																											
(略)	(略)	(略)																																											
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																											
		(略)																																											
		(略)																																											
	容量が 50L 未満の容器	(略)																																											
		20 年 ^{以上}																																											
(略)	(略)	(略)																																											
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																											
(略)	(略)	(略)																																											
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)																																											
		(略)																																											
		(略)																																											
	容量が 50L 未満の容器	(略)																																											
		20 年 ^{未満}																																											
(略)	(略)	(略)																																											

新	旧																																										
<p>UN R134-00-S3 の 7. 1. 1. 2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td><u>最高充填圧力 (MFP)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</th> <th style="text-align: center;">検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	<u>最高充填圧力 (MFP)</u>		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		<p>UN R134-00-S3 の 7. 1. 1. 2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 4)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</th> <th style="text-align: center;">検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月 <u>日</u>	<u>(新設)</u>		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月 <u>日</u>	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 <u>日</u>		再 検 査 月	年 月 <u>日</u>	
車 載 容 器 総 括 証 票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月																																										
<u>最高充填圧力 (MFP)</u>																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月																																										
再 検 査 月	年 月																																										
車 載 容 器 総 括 証 票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月 <u>日</u>																																										
<u>(新設)</u>																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月 <u>日</u>																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月 <u>日</u>																																										
再 検 査 月	年 月 <u>日</u>																																										

新	旧																																		
<p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>内容積</u></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">充填可能期限</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>供給</u>圧力 (SP)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">検査有効期限</td><td></td></tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>7-24-12-1-2 (略)</p> <p>7-24-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-24-13-1 性能要件</p> <p>7-24-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器の種類</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器検査合格</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器再検査</td> </tr> </table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		<u>内容積</u>		充填可能期限		<u>供給</u> 圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限		容器の種類	容器検査合格	容器再検査	<p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">充填可能期限</td><td style="text-align: center;"><u>年</u> <u>月</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>最高充填</u>圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">検査有効期限</td><td style="text-align: center;"><u>年</u> <u>月</u></td></tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>7-24-12-1-2 (略)</p> <p>7-24-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-24-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-24-13-1 性能要件</p> <p>7-24-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限 (表示があるものに限る。) 及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器の種類</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器検査合格</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">容器再検査</td> </tr> </table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		<u>(新設)</u>		充填可能期限	<u>年</u> <u>月</u>	<u>最高充填</u> 圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	<u>年</u> <u>月</u>	容器の種類	容器検査合格	容器再検査
車 載 容 器 総 括 証 票																																			
充填すべきガスの名称																																			
<u>内容積</u>																																			
充填可能期限																																			
<u>供給</u> 圧力 (SP)																																			
公称使用圧力 (NWP)																																			
検査有効期限																																			
容器の種類	容器検査合格	容器再検査																																	
車 載 容 器 総 括 証 票																																			
充填すべきガスの名称																																			
<u>(新設)</u>																																			
充填可能期限	<u>年</u> <u>月</u>																																		
<u>最高充填</u> 圧力 (MFP)																																			
公称使用圧力 (NWP)																																			
検査有効期限	<u>年</u> <u>月</u>																																		
容器の種類	容器検査合格	容器再検査																																	

新				旧			
		後の経過年数	までの期間			後の経過年数	までの期間
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		(略)	(略)	自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		(略)	(略)
平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
	容量が 50L 未満の容器	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		20 年 <u>以上</u>	(略)			(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
※1 (略)				※1 (略)			
(ウ) (略)				(ウ) (略)			
イ (略)				イ (略)			
②～⑭ (略)				②～⑭ (略)			
(2) (略)				(2) (略)			
(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)				(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)			
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。				① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。			
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。				ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。			
(ア) ～ (ウ) (略)				(ア) ～ (ウ) (略)			
(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。				(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。			
なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。				なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。			
(参考)				(参考)			
〔エ〕における表示				〔エ〕における表示			
国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）				国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）			
車 載 容 器 総 括 証 票				車 載 容 器 総 括 証 票			

新	旧																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">充填すべきガスの名称</td><td style="width:30%;"></td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td></tr> <tr><td><u>最高充填圧力 (MFP)</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td></tr> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%; text-align: center;">容器再検査合格証票</td><td style="width:30%; text-align: center;">検査実施者の名称の符号</td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td>再検査有効期限</td><td style="text-align: center;">年 月</td><td></td></tr> <tr><td>再 検 査 月</td><td style="text-align: center;">年 月</td><td></td></tr> </table> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 4)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</td></tr> <tr><td style="width:30%;">充填すべきガスの名称</td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>内容積</u></td><td></td></tr> </table>	充填すべきガスの名称			充填可能期限	年	月	<u>最高充填圧力 (MFP)</u>			公称使用圧力 (NWP)			検査有効期限	年	月	容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号		再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		<u>内容積</u>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">充填すべきガスの名称</td><td style="width:30%;"></td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月 <u>日</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月 <u>日</u></td></tr> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) [(エ) における表示] 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 4)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%; text-align: center;">容器再検査合格証票</td><td style="width:30%; text-align: center;">検査実施者の名称の符号</td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td>再検査有効期限</td><td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td><td></td></tr> <tr><td>再 検 査 月</td><td style="text-align: center;">年 月 <u>日</u></td><td></td></tr> </table> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</td></tr> <tr><td style="width:30%;">充填すべきガスの名称</td><td style="width:30%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td><td></td></tr> </table>	充填すべきガスの名称			充填可能期限	年	月 <u>日</u>	<u>(新設)</u>			公称使用圧力 (NWP)			検査有効期限	年	月 <u>日</u>	容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号		再検査有効期限	年 月 <u>日</u>		再 検 査 月	年 月 <u>日</u>		車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		<u>(新設)</u>	
充填すべきガスの名称																																																													
充填可能期限	年	月																																																											
<u>最高充填圧力 (MFP)</u>																																																													
公称使用圧力 (NWP)																																																													
検査有効期限	年	月																																																											
容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号																																																												
再検査有効期限	年 月																																																												
再 検 査 月	年 月																																																												
車 載 容 器 総 括 証 票																																																													
充填すべきガスの名称																																																													
<u>内容積</u>																																																													
充填すべきガスの名称																																																													
充填可能期限	年	月 <u>日</u>																																																											
<u>(新設)</u>																																																													
公称使用圧力 (NWP)																																																													
検査有効期限	年	月 <u>日</u>																																																											
容器再検査合格証票	検査実施者の名称の符号																																																												
再検査有効期限	年 月 <u>日</u>																																																												
再 検 査 月	年 月 <u>日</u>																																																												
車 載 容 器 総 括 証 票																																																													
充填すべきガスの名称																																																													
<u>(新設)</u>																																																													

新		旧																	
	<table border="1"> <tr><td>充填可能期限</td><td></td></tr> <tr><td>供給圧力 (SP)</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td></td></tr> </table>	充填可能期限		供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限			<table border="1"> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table>	充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月
充填可能期限																			
供給圧力 (SP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			
検査有効期限																			
充填可能期限	年 月																		
最高充填圧力 (MFP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			
検査有効期限	年 月																		
イ (略)		イ (略)																	
7-24-13-1-2 (略)		7-24-13-1-2 (略)																	
7-25~7-36 (略)		7-25~7-36 (略)																	
7-37 乗車装置		7-37 乗車装置																	
7-37-1 性能要件		7-37-1 性能要件																	
7-37-1-1 (略)		7-37-1-1 (略)																	
7-37-1-2 書面等による審査		7-37-1-2 書面等による審査																	
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-S2 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S16 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係）		(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-S1 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S15 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係）																	
(2) ~ (8) (略)		(2) ~ (8) (略)																	
7-37-2~7-37-6 (略)		7-37-2~7-37-6 (略)																	
7-38 運転者席		7-38 運転者席																	
7-38-1 性能要件（視認等による審査）		7-38-1 性能要件（視認等による審査）																	
(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係）		(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係）																	
①~③ (略)		①~③ (略)																	
④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 <u>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとす</u>		④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。																	

新	旧
<p><u>る。</u> <u>ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</u> <u>ア サンバイザ</u> <u>イ 後写鏡及び後方等確認装置</u> <u>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</u> <u>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</u> <u>オ 7-52-1-1 (1) ⑧に規定するもの</u> <u>カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（<u>特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。</u>）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 7-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-38-2～7-38-4 (略) 7-38-5 従前規定の適用① 平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合する運転者席であればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 関係）</p> <p>7-38-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p>	<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、<u>運転者席における運転者のアイポイント</u>を通る水平面のうち<u>当該</u>アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 7-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-38-2～7-38-4 (略) 7-38-5 従前規定の適用① 平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合する運転者席であればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 関係）</p> <p>7-38-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p>

新	旧												
<p><u>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</u></p> <p><u>ア サンバイザ</u> <u>イ 後写鏡及び後方等確認装置</u> <u>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</u> <u>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</u> <u>オ 7-52-1-1 (1) ⑧に規定するもの</u> <u>カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 (略) 7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-09-<u>S1</u> の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 <u>6 項</u>関係）</p> <p>ア～キ (略)</p> <table border="1" data-bbox="224 1217 1104 1407"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種類</th> <th>座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）</td> <td>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</td> <td>UN R17-09-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09- <u>S1</u> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準	<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 (略) 7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-09 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 <u>7 項</u>関係）</p> <p>ア～キ (略)</p> <table border="1" data-bbox="1209 1217 2089 1407"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種類</th> <th>座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）</td> <td>7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</td> <td>UN R17-09 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準											
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09- <u>S1</u> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準											
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準											
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。) に定める基準											

新			旧		
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09- <u>S1</u> の5.3.に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09- <u>S1</u> の5.2.及び6.(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09の5.2.及び6.(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09- <u>S1</u> の5.3.に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09- <u>S1</u> の5.2.及び6.(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09- <u>S1</u> の5.3.に定める基準 ウ (略)		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-09の5.2.及び6.(6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-09の5.3.に定める基準 ウ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09- <u>S1</u> の5.3.に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09の5.3.に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09- <u>S1</u> の5.3.に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-09の5.3.に定める基準
	7-39-1-1 (1) ア	次のいずれかに掲げる基準		7-39-1-1 (1) ア	次のいずれかに掲げる基準

新			旧		
徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	に規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	ア UN R17-09- <u>S1</u> の 5. 3. に定める基準 イ（略）	徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）	に規定する前向きに備える座席（運転者席を除く。）	ア UN R17-09 の 5. 3. に定める基準 イ（略）
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09- <u>S1</u> の 5. 3. に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17-09 の 5. 3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09- <u>S1</u> の 5. 3. に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-09 の 5. 3. に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-<u>S1</u> の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-<u>S1</u> の 5. 2. 4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>7-39-2～7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-39-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適</p>			<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09 の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5. 16. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09 の 5. 2. 4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>7-39-2～7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-39-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適</p>		

新	旧
<p>用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R17-09-<u>S1</u> (5.16.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>7-39-5～7-39-12 (略)</p> <p>7-39-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-39-13 (従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R17-09-<u>S1</u> (5.16.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>7-39-13-1 (略)</p> <p>7-40～7-43 (略)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S2</u> の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-<u>S16</u> の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>7-44-3～7-44-8 (略)</p> <p>7-45～7-51 (略)</p>	<p>用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R17-09 (5.16.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>7-39-5～7-39-12 (略)</p> <p>7-39-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、7-39-13 (従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R17-09 (5.16.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>7-39-13-1 (略)</p> <p>7-40～7-43 (略)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S1</u> の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-<u>S15</u> の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>7-44-3～7-44-8 (略)</p> <p>7-45～7-51 (略)</p>

新	旧
<p>7-52 窓ガラス貼付物等 7-52-1 性能要件 7-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)</p> <p>①～⑨(略)</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車に備える場合にあつては、次の(ア)から(エ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア)～(イ)(略)</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Iに埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm(導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm)以下であること。</p> <p>(エ)(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>⑪～⑰(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-52-1-2(略) 7-52-2～7-52-5(略)</p> <p>7-53 騒音防止装置 7-53-1(略) 7-53-2 性能要件 7-53-2-1～7-53-2-2(略) 7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)②又は③の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p><u>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であつて、</u></p>	<p>7-52 窓ガラス貼付物等 7-52-1 性能要件 7-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)</p> <p>①～⑨(略)</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車に備える場合にあつては、次の(ア)から(エ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア)～(イ)(略)</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Iに埋め込まれたものあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm(導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm)以下であること。</p> <p>(エ)(略)</p> <p>ウ(略)</p> <p>⑪～⑰(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-52-1-2(略) 7-52-2～7-52-5(略)</p> <p>7-53 騒音防止装置 7-53-1(略) 7-53-2 性能要件 7-53-2-1～7-53-2-2(略) 7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更（カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。）により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(6) から (9) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係）</u></p> <p><u>(6) ～ (7) (略)</u></p> <p><u>(8) (9) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> ①～② (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 次に掲げるものは、(5) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略)</p> <p><u>(11) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (5) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(5) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(7) ②ア又は (8) ②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-53-3～7-53-13 (略) 7-53-14 従前規定の適用⑩</p>	<p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係）</u></p> <p><u>(5) ～ (6) (略)</u></p> <p><u>(7) (8) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> ①～② (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略)</p> <p><u>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(6) ②ア又は (7) ②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-53-3～7-53-13 (略) 7-53-14 従前規定の適用⑩</p>

新	旧
<p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-14-1 (略)</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1～7-53-14-2-2 (略)</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> に同じ。</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> ①に同じ。</p> <p>② 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> ②に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(6)</u> は <u>(5)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>(5) 7-53-17-2-3 <u>(7)</u> に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(5)</u> は <u>(4)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 <u>(8)</u> に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(5)</u> は <u>(4)</u> に、<u>(6)</u> は <u>(5)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-15 (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用⑯</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)</u> <u>であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p><u>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)</u><u>又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</u>を行う場合であって、<u>市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示によ</u></p>	<p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-14-1 (略)</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1～7-53-14-2-2 (略)</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 7-53-17-2-3 <u>(4)</u> に同じ。</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> ①に同じ。</p> <p>② 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> ②に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(5)</u> は <u>(4)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>(5) 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(4)</u> は <u>(3)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 <u>(7)</u> に同じ。</p> <p>なお、文中において、<u>(4)</u> は <u>(3)</u> に、<u>(5)</u> は <u>(4)</u> に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-15 (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用⑰</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1～7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>り (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更（カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。）により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>(3) ~ (4) (略)</u></p> <p><u>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</u> ①~③ (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①~③ (略)</p> <p><u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(5) ②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①~② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1~7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査 (1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車 ((1) ②の規定の適用を受けるものに限る。)</u> <u>であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p><u>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②に掲げる基準に適合することが確認できること</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行</u></p>	<p><u>(2) ~ (3) (略)</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</u> ①~③ (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 次に掲げるものは、(3) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①~③ (略)</p> <p><u>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (3) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(3) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(4) ②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①~② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1~7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査 (1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示により(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>③ <u>1-3-1に掲げる騒音カテゴリーの変更(サブカテゴリーの変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)</u>又は(1)②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p><u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる消音器は、(5)の基準に適合するものとする。 ①～③ (略)</p> <p>(7) 次に掲げるものは、(5)の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③ (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(5)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(5)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係) ①～④ (略)</p> <p>7-53-18-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-18-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-18-2 性能要件 7-53-18-2-1～7-53-18-2-2 (略)</p> <p>7-53-18-2-3 書面等による審査 (1) (略)</p> <p><u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)</u> <u>であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p>① <u>原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)</u>又は<u>動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</u>を行う場合であつて、</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。 ①～③ (略)</p> <p>(6) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③ (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係) ①～④ (略)</p> <p>7-53-18-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-18-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-18-2 性能要件 7-53-18-2-1～7-53-18-2-2 (略)</p> <p>7-53-18-2-3 書面等による審査 (1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること</u></p> <p><u>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更（カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。）により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (7) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(5) ～ (7) (略)</u></p> <p><u>(8) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略)</p> <p><u>(9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6) ②ア又は (7) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54 (略)</p>	<p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) から (6) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(4) ～ (6) (略)</u></p> <p><u>(7) 次に掲げるものは、(3) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略)</p> <p><u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (3) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(3) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54 (略)</p>

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能
7-55-1～7-55-4 (略)

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					7-55-1-1①ウ、オ関係					
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		モード規制値					アイドリング [*] 規制値					
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠	
(略)																
17	A A A C B D L N	(略)												(略)		
21	L A A M B Q L R	(略)												(略)		
30	3 A A 4 B 5 L 6 7	(略)												(略)		

注 1～7 (略)

7-55-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					7-55-1-1①ア関係					
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		モード規制値					アイドリング [*] 規制値					
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠	
(略)																
17	A A A C B	(略)												(略)		

7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能
7-55-1～7-55-4 (略)

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					7-55-1-1①ウ、オ関係					
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		モード規制値					アイドリング [*] 規制値					
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠	
(略)																
17	A A A C B D	(略)												(略)		
21	L A A M B Q R	(略)												(略)		
30	3 A A 4 B 5 6 7	(略)												(略)		

注 1～7 (略)

7-55-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-55-1-2 (1) ②ア関係					7-55-1-1①ア関係					
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		モード規制値					アイドリング [*] 規制値					
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠	
(略)																
17	A A A C B	(略)												(略)		

新			
	D N	L A	(略)
21	L M Q R	A B L A	(略)
30	3 4 5 6 7	A B L A	(略)

注 1～3 (略)

7-55-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ②イ関係					7-55-1-1①オ関係					
		適用時期	測定モード(単位)	モード規制値	適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考	
(略)															
17	A C D N	A B L A	E	(略)											
21	L M Q R	A B L A	E	(略)											
30	3 4 5 6 7	A B L A	E	(略)											

注 1～6 (略)

7-55-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と

旧			
	D	L A	(略)
21	L M Q R	A B L A	(略)
30	3 4 5 6 7	A B L A	(略)

注 1～3 (略)

7-55-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ②イ関係					7-55-1-1①オ関係					
		適用時期	測定モード(単位)	モード規制値	適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考	
(略)															
17	A C D	A B L A	E	(略)											
21	L M Q R	A B L A	E	(略)											
30	3 4 5 6 7	A B L A	E	(略)											

注 1～6 (略)

7-55-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と

新														
読替えることができる。														
適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）														
規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO		HC	NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考		
(略)														
17	A A F C B D L N	(略)									(略)			
21	L A F M B Q L R	(略)									(略)			
30	3 A F 4 B 5 L 6 7	(略)									(略)			

注1～6 (略)

7-55-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和3年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発効日が令和3年8月31日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

新														
読替えることができる。														
適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）														
規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期				測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					アイドリング [*] 規制値		
新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車	CO	HC		NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考		
(略)														
17	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
21	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
30	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			

旧														
読替えることができる。														
適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）														
規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO		HC	NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考		
(略)														
17	A A F C B D L N	(略)									(略)			
21	L A F M B Q L R	(略)									(略)			
30	3 A F 4 B 5 L 6 7	(略)									(略)			

注1～6 (略)

7-55-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和3年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発効日が令和3年8月31日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

旧														
読替えることができる。														
適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）														
規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期				測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					アイドリング [*] 規制値		
新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車	CO	HC		NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考		
(略)														
17	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
21	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
30	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			
	A A F C B D L N	(略)									(略)			
	(略)	(略)									(略)			

新			
21	L : A ; F M : B ; Q : L ; R :	(略)	(略)
		(略)	(略)
30	3 : A ; F 4 : B ; 5 : L ; 6 : 7 :	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

注 1～5 (略)

7-55-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ①の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ①関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考
(略)														
17	A : A ; A C : B ; G D : L ; N :	(略)												
		(略)												
21	L : A ; A M : B ; G Q : L ; R :	(略)												
		(略)												

注 1～6 (略)

7-55-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規	識別	区分		7-55-1-2 (1) ②エ関係			7-55-1-1①ウ関係	
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値		適用	アイドリング [*] 規制値	適用

旧			
21	L : A ; F M : B ; Q : R :	(略)	(略)
		(略)	(略)
30	3 : A ; F 4 : B ; 5 : 6 : 7 :	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

注 1～5 (略)

7-55-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ①の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ①関係					7-55-1-1①オ関係			
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考
(略)														
17	A : A ; G C : B ; D :	(略)												
		(略)												
21	L : A ; G M : B ; Q : R :	(略)												
		(略)												

注 1～6 (略)

7-55-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規	識別	区分		7-55-1-2 (1) ②エ関係			7-55-1-1①ウ関係	
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値		適用	アイドリング [*] 規制値	適用

新																
制年	記号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	関係告示根拠	
(略)																
19	E G H	A B L	D	(略)								(略)				
21	L M Q R	A B L	D	(略)								(略)				
30	3 4 5 6 7	A B L	D	(略)								(略)				

旧																
制年	記号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	関係告示根拠	
(略)																
19	E G H	A B L	D	(略)								(略)				
21	L M Q R	A B L	D	(略)								(略)				
30	3 4 5 6 7	A B L	D	(略)								(略)				

注 1～5 (略)

注 1～5 (略)

7-55-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ⑦の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-55-1-2 (1) ⑦関係					7-55-1-1①エ関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考		
(略)															
19	E B L	A T	(略)									(略)			

注 1～4 (略)

7-55-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ⑦の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-55-1-2 (1) ⑦関係					7-55-1-1①エ関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考		
(略)															
19	E B	A T	(略)									(略)			

注 1～4 (略)

7-55-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ～ (6) (略)

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係					ディーゼル4モード* 関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード* (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)																

7-55-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ～ (6) (略)

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係					ディーゼル4モード* 関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード* (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)																

新			
17	A B C D N P	C D M	(略)

注 1～9 (略)

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係		備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)		適用関係告示根拠
21	L F M Q R	C D A	(略)											(略)
30	3 4 5 6 7	C D A	(略)											(略)

注 1～4 (略)

7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠	
(略)																	
17	A B C D N P	C D M	(略)														(略)

注 1～9 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分	7-55-1-2 (1) ④ア関係	7-55-1-1②関係
----	-------------------	-------------

旧			
17	A C D J K	C D B	(略)

注 1～9 (略)

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係		備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)		適用関係告示根拠
21	L F M Q R	C D A	(略)											(略)
30	3 4 5 6 7	C D A	(略)											(略)

注 1～4 (略)

7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠	
(略)																	
17	A C D J K	C D C	(略)														(略)

注 1～9 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分	7-55-1-2 (1) ④ア関係	7-55-1-1②関係
----	-------------------	-------------

新															
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用関係 告示根拠	備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	L : C : A F : D M : M Q R	(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : M 6 7	(略)													

注1～4 (略)

7-55-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		7-55-1-2 (1) ④イ関係							デ・イセール4モード 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	デ・イセ ール4モ ード (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m^{-1})	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
17	A : C : E B : D C : M D N P	(略)															

注1～7 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		7-55-1-2 (1) ④イ関係							7-55-1-1②関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用関係 告示根拠	備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	L : C : E M : D Q : M R	(略)													

旧															
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用関係 告示根拠	備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	L : C : A F : D M : J Q : K R	(略)													
30	3 : C : A 4 : D 5 : J 6 : K 7	(略)													

注1～4 (略)

7-55-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		7-55-1-2 (1) ④イ関係							デ・イセール4モード 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	デ・イセ ール4モ ード (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m^{-1})	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
17	A : C : E C : D D : J K	(略)															

注1～7 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分		7-55-1-2 (1) ④イ関係							7-55-1-1②関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用関係 告示根拠	備考	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	L : C : E M : D Q : J R : K N P Q	(略)													

新				
30	3	C	E	(略)
	4	D		
	5	M		
	6			
	7			

注 1～4 (略)

7-55-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑫-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ～ (6) (略)

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分				7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠	
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車を 除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
(略)															
17	A B C D N P	C D M	F												

注 1～7 (略)

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分				7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	備考	
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車を 除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
22	S T	C D M	F										

旧				
30	3	C	E	(略)
	4	D		
	5	I		
	6	K		
	7	N		

注 1～4 (略)

7-55-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑫-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ～ (6) (略)

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分				7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	ディー ゼル4モ ード (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車を 除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)																
17	A C D	C D I K	F													

注 1～7 (略)

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分				7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	備考	
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車を 除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
22	S T	C D I K N P Q R S T	F										

新			
30	3 : C : F (略)		(略)
	4 : D :		
	5 : M :		
	6 : :		
	7 : :		

注 1~4 (略)

7-55-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ~ (6) (略)

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モ ト [*] 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係					
規 制 年	識 別 記 号	適用時期				測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適 用 関 係 告 示 根 拠	適 用 関 係 告 示 根 拠	光 吸 収 係 数 規 制 値 (m ⁻¹)	黒 煙 汚 染 度 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 自 動 車 (排 出 ガ ス 非 認 証 車 を 除 く。)	排 出 ガ ス 非 認 証 車		CO	HC	NOx	PM	備 考						
	A : C : F (略)																
	B : D :																
	C : M :																
	D : :																
	N : :																
	P : :																
	(略)																
	A : C : F (略)																
	B : D :																
	C : M :																
	D : :																
	N : :																
	P : :																
	(略)																

注 1~8 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係					
規 制 年	識 別 記 号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適 用 関 係 告 示 根 拠	光 吸 収 係 数 規 制 値 (m ⁻¹)	適 用 関 係 告 示 根 拠	備 考	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車 ・ 排 出 ガ ス 非 認 証 車 (輸 入 自 動 車 を 除 く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備 考					
	A : C : F (略)														
	B : D :														
	C : M :														
	D : :														
	N : :														
	P : :														
	(略)														

旧			
30	3 : C : F (略)		(略)
	4 : D :		
	5 : J :		
	6 : K :		
	7 : N :		
	8 : P :		
	9 : Q :		
	10 : R :		
	11 : S :		
	12 : T :		

注 1~4 (略)

7-55-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) ~ (6) (略)

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モ ト [*] 関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係					
規 制 年	識 別 記 号	適用時期				測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適 用 関 係 告 示 根 拠	適 用 関 係 告 示 根 拠	光 吸 収 係 数 規 制 値 (m ⁻¹)	黒 煙 汚 染 度 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 自 動 車 (排 出 ガ ス 非 認 証 車 を 除 く。)	排 出 ガ ス 非 認 証 車		CO	HC	NOx	PM	備 考						
	A : C : F (略)																
	C : D :																
	D : J :																
	K :																
	(略)																
	A : C : F (略)																
	C : D :																
	D : J :																
	K :																
	(略)																
	A : C : F (略)																
	C : D :																
	D : J :																
	K :																
	(略)																

注 1~8 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係					
規 制 年	識 別 記 号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適 用 関 係 告 示 根 拠	光 吸 収 係 数 規 制 値 (m ⁻¹)	適 用 関 係 告 示 根 拠	備 考	
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車 ・ 排 出 ガ ス 非 認 証 車 (輸 入 自 動 車 を 除 く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備 考					
	A : C : F (略)														
	C : D :														
	D : J :														
	K :														
	(略)														

新				
21	L : C : F M : D Q : M R	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D 5 : M 6 7	(略)		(略)

注 1～4 (略)

7-55-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

①～④ (略)

適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期				測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ③関係					7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7-55-1-1②関係 適用関係告示根拠	7-55-1-1③関係 適用関係告示根拠
(略)														
17	A : C : G B : D C : J D : K N : M P	(略)											(略)	(略)
(略)														

注 1～8 (略)

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期				測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ③関係					7-55-1-1②関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	備考	
21	L : C : A M : D : G Q : J R : K N : P : Q : R : S : T : M	(略)												(略)

旧				
21	L : C : F M : D Q : I R : K N : P S : Q T : R S : T	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D 5 : I 6 : K 7 : N P Q R S T	(略)		(略)

注 1～4 (略)

7-55-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

①～④ (略)

適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期				測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ③関係					7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7-55-1-1②関係 適用関係告示根拠	7-55-1-1③関係 適用関係告示根拠
(略)														
17	A : C : G B : D C : J D : K N : P	(略)											(略)	(略)
(略)														

注 1～8 (略)

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期				測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ③関係					7-55-1-1②関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	備考	
21	L : C : G M : D Q : J R : K N : P : Q : R : S : T :	(略)												(略)

新			
22	S : C : A T : D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : A D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : A D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : G D J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

注 1～6 (略)

7-55-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分		7-55-1-2 (1) ⑥ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	

旧			
22	S : C : G T : D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : G D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : G D : G J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
28	2 : C : G D J K N P Q R S T M	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

注 1～6 (略)

7-55-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分		7-55-1-2 (1) ⑥ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	

新									
			(輸入自動車を除く。)						
(略)									
17	A	E	A	(略)					
	C	F							
	D	G							
	N	H							
		Y							
		Z							
(略)									
注 1～3 (略)									

7-55-20 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A	E	A	(略)						
	C	F								
	D	G								
	N	H								
		Y								
		Z								
(略)										
注 1～3 (略)										

7-55-21 従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ⑥イ関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A	E	E	(略)						
	C	F								
	D	G								
	N	H								
		Y								
		Z								
(略)										
注 1～3 (略)										

旧									
			(輸入自動車を除く。)						
(略)									
17	A	E	A	(略)					
	C	F							
	D	G							
		H							
		Y							
		Z							
(略)									
注 1～3 (略)									

7-55-20 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A	E	A	(略)						
	C	F								
	D	G								
		H								
		Y								
		Z								
(略)										
注 1～3 (略)										

7-55-21 従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 2 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 2 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ⑥イ関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A	E	E	(略)						
	C	F								
	D	G								
		H								
		Y								
		Z								
(略)										
注 1～3 (略)										

新

7-55-22 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和3年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発効日が令和3年8月31日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分			7-55-1-2（1）⑥ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード （単位）	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A : E : F C : F : D : G : N : H : : Y : : Z :	(略)								
(略)										

注1～3 (略)

7-55-23 従前規定の適用⑨

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑨ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑤関係						
規制年	識別記号	適用時期				測定モード （単位）	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	
(略)											
17	A : E : A C : F : G D : G : N : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											
21	L : E : A M : F : G Q : G : R : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											
22	S : E : A T : F : G : G : : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											

旧

7-55-22 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和3年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発効日が令和3年8月31日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分			7-55-1-2（1）⑥ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード （単位）	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	
(略)										
17	A : E : F C : F : D : G : : H : : Y : : Z :	(略)								
(略)										

注1～3 (略)

7-55-23 従前規定の適用⑨

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑨ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑤関係						
規制年	識別記号	適用時期				測定モード （単位）	モード規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	
(略)											
17	A : E : G C : F : D : G : : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											
21	L : E : G M : F : Q : G : R : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											
22	S : E : G T : F : : G : : H : : Y : : Z :	(略)									
(略)											

新											
注 1～4 (略)											
7-55-24 従前規定の適用㉔											
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉔の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。											
適用表㉔ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）											
区分			7-55-1-2 (1) ㉔エ関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)											
17	A : E : D C : F : D : G : N : H : Y : Z :	(略)									
(略)											

注 1～2 (略)

7-55-25 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉕における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 37kW 未満のもの）

区分					7-55-1-2 (1) ㉕ア関係					ディーゼル 8 モード [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉕関係及び 7-55-1-1㉖関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8 モード [*] (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 19	E : C : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									
平 25	X : C : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									
平 26	Y : C : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									

注 1～6 (略)

7-55-26 従前規定の適用㉖

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉖の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉖における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

旧											
注 1～4 (略)											
7-55-24 従前規定の適用㉔											
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 3 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和元年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉔の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。											
適用表㉔ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）											
区分			7-55-1-2 (1) ㉔エ関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
(略)											
17	A : E : D C : F : D : G : H : Y : Z :	(略)									
(略)											

注 1～2 (略)

7-55-25 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉕における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 37kW 未満のもの）

区分					7-55-1-2 (1) ㉕ア関係					ディーゼル 8 モード [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉕関係及び 7-55-1-1㉖関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8 モード [*] (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 19	E : D : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									
平 25	X : D : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									
平 26	Y : D : M D : M : D :	(略)					(略)	(略)									

注 1～6 (略)

7-55-26 従前規定の適用㉖

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉖の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉖における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

新																	
適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW 以上 56kW 未満のもの）																	
区分			7-55-1-2 (1) ㉔イ関係						ディーゼル 8 モート [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉔関係及び 7-55-1-1㉓関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モート [*] (単位)	モート [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モート [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 20	K	C	D	N	(略)								(略)				(略)
平 25	X	C	D	N	(略)								(略)				(略)
平 26	Y	C	D	N	(略)								(略)				(略)

注 1～6 (略)

7-55-27 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW 以上 75kW 未満のもの）

新																	
適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW 以上 75kW 未満のもの）																	
区分			7-55-1-2 (1) ㉕ウ関係						ディーゼル 8 モート [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉔関係及び 7-55-1-1㉓関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モート [*] (単位)	モート [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モート [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 20	K	C	D	P	(略)								(略)				(略)
平 24	W	C	D	P	(略)								(略)				(略)
平 26	Y	C	D	P	(略)								(略)				(略)

注 1～6 (略)

7-55-28 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉕における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉖ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW 以上 130kW 未満のもの）

旧																	
適用表㉖ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW 以上 56kW 未満のもの）																	
区分			7-55-1-2 (1) ㉖イ関係						ディーゼル 8 モート [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉔関係及び 7-55-1-1㉓関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モート [*] (単位)	モート [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モート [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 20	K	D	N	(略)									(略)				(略)
平 25	X	D	N	(略)									(略)				(略)
平 26	Y	D	N	(略)									(略)				(略)

注 1～6 (略)

7-55-27 従前規定の適用㉖

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉖の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉖における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉗ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW 以上 75kW 未満のもの）

旧																	
適用表㉗ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW 以上 75kW 未満のもの）																	
区分			7-55-1-2 (1) ㉗ウ関係						ディーゼル 8 モート [*] 黒煙関係		7-55-1-1㉔関係及び 7-55-1-1㉓関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モート [*] (単位)	モート [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モート [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)																	
平 20	K	D	P	(略)									(略)				(略)
平 24	W	D	P	(略)									(略)				(略)
平 26	Y	D	P	(略)									(略)				(略)

注 1～6 (略)

7-55-28 従前規定の適用㉗

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉗の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉗における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) ～ (エ) (略)

適用表㉘ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW 以上 130kW 未満のもの）

新																			
区分			7-55-1-2 (1) ㊸エ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		7-55-1-1㉑関係及び 7-55-1-1㉒関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8モード (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠			
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
(略)																			
平19	E	C	D	R	(略)							(略)		(略)					
平24	W	C	D	R	(略)							(略)		(略)					
平26	Y	C	D	R	(略)							(略)		(略)					

注1～6 (略)

7-55-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成28年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア)～(エ) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの)

新																			
区分			7-55-1-2 (1) ㊸オ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		7-55-1-1㉑関係及び 7-55-1-1㉒関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8モード (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠			
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
(略)																			
平18	J	C	D	S	(略)							(略)		(略)					
平23	U	C	D	S	(略)							(略)		(略)					
平26	Y	C	D	S	(略)							(略)		(略)					

注1～6 (略)

7-55-30 従前規定の適用㉕

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、令和4年10月31日以前に製作されたもの(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1㉑の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)㉑の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)㉑の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表㉕ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区分			7-55-1-2 (1) ㉑関係			7-55-1-1㉑関係	
規制	識別記	適用時期	測定モード	モード規制値	適用	アイドリング規制値	適用

旧																			
区分			7-55-1-2 (1) ㊸エ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		7-55-1-1㉑関係及び 7-55-1-1㉒関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8モード (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠			
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
(略)																			
平19	E	D	R	(略)								(略)		(略)					
平24	W	D	R	(略)								(略)		(略)					
平26	Y	D	R	(略)								(略)		(略)					

注1～6 (略)

7-55-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成28年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア)～(エ) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの)

旧																			
区分			7-55-1-2 (1) ㊸オ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		7-55-1-1㉑関係及び 7-55-1-1㉒関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 8モード (%)	適用 関係 告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用 関係 告示 根拠			
		新型生 産車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
(略)																			
平18	J	D	S	(略)								(略)		(略)					
平23	U	D	S	(略)								(略)		(略)					
平26	Y	D	S	(略)								(略)		(略)					

注1～6 (略)

7-55-30 従前規定の適用㉕

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、令和4年10月31日以前に製作されたもの(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1㉑の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)㉑の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)㉑の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表㉕ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区分			7-55-1-2 (1) ㉑関係			7-55-1-1㉑関係	
規制	識別記	適用時期	測定モード	モード規制値	適用	アイドリング規制値	適用

新														旧																							
年	号	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車	(単位)	CO	HC	NMHC	NOx	PM	備考	関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	関係告示根拠	年	号	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車	(単位)	CO	HC	NMHC	NOx	PM	備考	関係告示根拠	CO %	HC ppm	備考	関係告示根拠				
(略)														(略)																							
平 19	E	A	L	(略)									(略)				平 19	E	A	L	(略)											(略)					
	B																	B																			
	L																	L																			
平 28	2	A	L	(略)									(略)				平 28	2	A	L	(略)																
	B																	B																			
	L																	L																			
令 2	8	A	L	(略)									(略)				令 2	8	A	L	(略)																
	B																	B																			
	L																	L																			

注 1～5 (略)

注 1～5 (略)

新	旧
<p>7-56～7-89 (略)</p> <p>7-90 緊急制動表示灯 7-90-1～7-90-2 (略) 7-90-3 取付要件 7-90-3-1 (略) 7-90-3-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04-<u>S1</u> の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04-<u>S1</u> の 5.1.15. ⑨～⑪ (略) (3) (略)</p> <p>7-91 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1～7-92-6 (略) 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-92-7-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備え</p>	<p>7-56～7-89 (略)</p> <p>7-90 緊急制動表示灯 7-90-1～7-90-2 (略) 7-90-3 取付要件 7-90-3-1 (略) 7-90-3-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04 の 5.1.15. ⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。 ア (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-04 の 5.1.15. ⑨～⑪ (略) (3) (略)</p> <p>7-91 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限 7-92-1～7-92-6 (略) 7-92-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係) 7-92-7-1 装備要件 (1) ～ (4) (略) (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備え</p>



新	旧
<p>てはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>① (略) ② <u>側方灯</u> ③～⑨ (略) (6) ～ (10) (略)</p> <p>7-93～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S16</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S16</u> の 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係) 7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p>	<p>てはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>① (略) <u>(新設)</u> ②～⑧ (略) (6) ～ (10) (略)</p> <p>7-93～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-<u>S15</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S15</u> の 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係) 7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p>

新	旧
<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-S16 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S16 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ UN R44-04-S15 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S15 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7-115～7-116 (略)</p>	<p>7-115～7-116 (略)</p>
<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-14 (略)</p>	<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-14 (略)</p>
<p>8-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1 装備要件</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第 171 条第 8 項、<u>第 9 項関係</u>、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもののうち、高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>③ <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>④ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p>	<p>8-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1 装備要件</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) (1) の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第 171 条第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <p>① <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの</u></p> <p>② 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</p> <p>③ 高速道路等において運行しない自動車</p> <p>④ <u>道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの</u> <u>(新設)</u></p>
<p>8-15-2 性能要件</p> <p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第 171 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等において運行しない自動車 (<u>貨物の運送の用に供する 3.5t 以下の自動車を除く。</u>) 及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する</p>	<p>8-15-2 性能要件</p> <p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第 171 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</u> に備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、次</p>

新	旧
<p>ものを除き、次の基準に適合するものでなければならない。 ア～イ（略）</p> <p>⑦（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>8-15-3（略）</p> <p>8-15-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1)～(14)（略）</p> <p><u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前〕</u></p> <p><u>(15) 次に掲げる自動車については、8-15-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第53項関係）</u></p> <p><u>① 令和3年10月31日（輸入された自動車にあっては令和6年6月30日）以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和3年11月1日から令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和3年11月1日から令和9年8月31日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和3年10月31日（輸入された自動車にあっては令和6年6月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p><u>イ 令和3年11月1日（輸入された自動車にあっては令和6年7月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和3年10月31日（輸入された自動車にあっては令和6年6月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p>	<p>の基準に適合するものでなければならない。 ア～イ（略）</p> <p>⑦（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>8-15-3（略）</p> <p>8-15-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1)～(14)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>8-15-5～8-15-18 (略)</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前】</p> <p>8-15-19 従前規定の適用⑮</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第53項関係)</p> <p>① <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和3年11月1日から令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和3年11月1日から令和9年8月31日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ <u>令和3年11月1日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和8年6月30日)以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和8年6月30日)以前のもの</u></p> <p>8-15-19-1 装備要件</p> <p>(1) <u>自動車(8-16から8-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-15-19-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</u></p> <p>(2) (1)の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動</p>	<p>8-15-5～8-15-18 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>の停止を有効に防止することができる装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であり、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u></p> <p>② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u></p> <p>(3) (1) <u>の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。</u> <u>ただし、8-15-4 (14) ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。</u></p> <p>(4) (1) <u>の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</u></p> <p>① <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの</u></p> <p>② <u>指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの</u></p> <p>③ <u>高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>④ <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>⑤ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>8-15-19-2 性能要件</p> <p>8-15-19-2-1 テスタ等による審査</p> <p>8-15-2-1 に同じ。</p> <p>8-15-19-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) <u>制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(2) <u>制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。</u></p> <p>① <u>制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</u></p> <p>ア <u>ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル (配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。) であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</u></p> <p>ウ <u>ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</u></p> <p>エ <u>ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品 (パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。) を使用しているもの</u></p>	

新	旧
<p> <u>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</u> <u>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</u> <u>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</u> <u>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</u> <u>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</u> <u>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</u> </p> <p> <u>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</u> </p> <p> <u>③ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</u> </p> <p> <u>④ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u> </p> <p> <u>⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u> </p> <p> <u>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、次の基準に適合するものでなければならない。</u> </p> <p> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 </p> <p> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> </p> <p> <u>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</u> </p> <p> 【表示】   </p> <p> <u>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適</u> </p>	

新	旧
<p><u>合するものとする。</u></p> <p>8-16 乗用車の制動装置 8-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から④までに掲げる装置を備えること。 <u>ただし、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものについては④に掲げる装置の装備を要しない。(細目告示第 171 条第 3 項、第 9 項関係)</u> ① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 ② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 ③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 ④ <u>衝突被害軽減制動制御装置</u></p> <p>8-16-2 性能要件 8-16-2-1 (略) 8-16-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項、<u>第 9 項関係</u>) ①～⑤ (略) ⑥ <u>衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。</u> <u>この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u> ⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-16-3 欠番 8-16-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) <u>〔衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前〕</u> <u>(11) 次に掲げる自動車については、8-16-15 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適</u></p>	<p>8-16 乗用車の制動装置 8-16-1 装備要件 (1) (略) (2) (1) の制動装置には、次の①から③に掲げる装置を備えること。(細目告示第 171 条第 3 項関係)</p> <p>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 ② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 ③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 <u>(新設)</u></p> <p>8-16-2 性能要件 8-16-2-1 (略) 8-16-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) ①～⑤ (略) <u>(新設)</u></p> <p>⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-16-3 欠番 8-16-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>用関係告示第9条第53項関係)</u></p> <p><u>① 令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和3年11月1日から令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ <u>令和3年11月1日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和8年6月30日)以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和8年6月30日)以前のもの</u></p> <p>8-16-5～8-16-14 (略)</p> <p><u>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R152 適用前]</u></p> <p><u>8-16-15 従前規定の適用①</u></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第53項関係)</p> <p><u>① 令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和3年11月1日から令和7年11月30日(輸入された自動車にあっては令和6年7月1日から令和8年6月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和3年10月31日(輸入された自動車にあっては令和6年6月30日)</u></p>	<p>8-16-5～8-16-14 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p><u>イ 令和3年11月1日（輸入された自動車にあっては令和6年7月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和3年10月31日（輸入された自動車にあっては令和6年6月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和7年11月30日（輸入された自動車にあっては令和8年6月30日）以前のもの</u></p> <p>8-16-15-1 装備要件</p> <p><u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（8-17から8-19までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-16-15-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>(2) (1)の制動装置には、次の①から③までに掲げる装置を備えること。</u></p> <p><u>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置</u></p> <p><u>③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置</u></p> <p>8-16-15-2 性能要件</p> <p>8-16-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p><u>8-16-2-1に同じ。</u></p> <p>8-16-15-2-2 視認等による審査</p> <p><u>(1) 8-16-2-2(1)に同じ。</u></p> <p><u>(2) 8-16-2-2(2)に同じ。</u></p>	

新

なお、文中において⑥の規定は適用しない。

8-17～8-23 (略)

8-24 高圧ガスの燃料装置

8-24-1 性能要件

8-24-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5)及び(6)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
(略)		(略)	(略)
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		(略)	(略)
平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	容量が50L未満の容器	(略)	(略)
		20年 <u>以上</u>	(略)
(略)		(略)	(略)

※1 (略)

(ウ) (略)

旧

8-17～8-23 (略)

8-24 高圧ガスの燃料装置

8-24-1 性能要件

8-24-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5)及び(6)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
(略)		(略)	(略)
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		(略)	(略)
平成元年3月31日以前に容器検査に合格した容器	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
	容量が50L未満の容器	(略)	(略)
		20年 <u>未満</u>	(略)
(略)		(略)	(略)

※1 (略)

(ウ) (略)

新	旧																																										
<p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (エ) (略)</p> <p>(ウ) 国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>[(ウ) における表示]</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</p> <table border="1" data-bbox="356 778 846 954"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条第 25 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>[(エ) における表示]</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)</p> <table border="1" data-bbox="356 1331 976 1418"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月		<p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (エ) (略)</p> <p>(ウ) 国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>[(ウ) における表示]</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</p> <table border="1" data-bbox="1337 778 1827 954"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条第 25 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>[(エ) における表示]</p> <p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 4)</p> <table border="1" data-bbox="1337 1331 1957 1418"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月 日	(新設)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月 日	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 月	年 月 日	
車載容器総括証票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月																																										
最高充填圧力 (MFP)																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月																																										
再 検 査 月	年 月																																										
車載容器総括証票																																											
充填すべきガスの名称																																											
充填可能期限	年 月 日																																										
(新設)																																											
公称使用圧力 (NWP)																																											
検査有効期限	年 月 日																																										
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																																									
再検査有効期限	年 月 日																																										
再 検 査 月	年 月 日																																										

新

旧

②～⑨ (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
<u>内容積</u>	
充填可能期限	
<u>供給圧力 (SP)</u>	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	

イ (略)

②～⑦ (略)

8-24-1-2 (略)

8-24-2～8-24-4 (略)

8-25～8-37 (略)

8-38 運転者席

8-38-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 183 条第 1 項関係）

①～③ (略)

④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、

②～⑨ (略)

(3) ～ (5) (略)

(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
<u>(新設)</u>	
充填可能期限	年 月
<u>最高充填圧力 (MFP)</u>	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

イ (略)

②～⑦ (略)

8-24-1-2 (略)

8-24-2～8-24-4 (略)

8-25～8-37 (略)

8-38 運転者席

8-38-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 183 条第 1 項関係）

①～③ (略)

④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。

新	旧
<p><u>前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</u></p> <p><u>ア サンバイザ</u></p> <p><u>イ 後写鏡及び後方等確認装置</u></p> <p><u>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</u></p> <p><u>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</u></p> <p><u>オ 8-52-1-1 (1) ⑧に規定するもの</u></p> <p><u>カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（<u>特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。</u>）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 8-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-38-2～8-38-4 (略)</p> <p>8-39～8-51 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>8-52-1 性能要件</p> <p>8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1 (2) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、<u>運転者席における運転者の</u>アイポイントを通る水平面のうち<u>当該</u>アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 8-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-38-2～8-38-4 (略)</p> <p>8-39～8-51 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>8-52-1 性能要件</p> <p>8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1 (2) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係）</p>

新	旧
<p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあっては、次の (ア) から (エ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑪～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8-52-1-2 (略)</p> <p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53～8-116 (略)</p> <p>第 9 章～第 11 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>様式 1～様式 13 (略)</p> <p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2 (4-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。)</p>	<p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあっては、次の (ア) から (エ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑪～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8-52-1-2 (略)</p> <p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53～8-116 (略)</p> <p>第 9 章～第 11 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>様式 1～様式 13 (略)</p> <p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2 (4-13 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等提出書面審査要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。)</p>

新						旧						
<p>に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～⑥（略）</p>						<p>に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～⑥（略）</p>						
保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第12条 制動装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第12条 制動装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	(略)	(略)	(略)	(略)		6-16、7-16 乗用車の制動装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
注1～注2（略）						注1～注2（略）						
(2)～(5)（略）						(2)～(5)（略）						
5.（略）						5.（略）						
附則1～附則2（略）						附則1～附則2（略）						
附則3						附則3						
事前提出書面の審査						事前提出書面の審査						
（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））						（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））						
1.～2.（略）						1.～2.（略）						
3. 届出書等						3. 届出書等						
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料						3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料						
本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。						本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。						
		区分	別添2 4. (3) ① の自動車	別添2 4. (3) ② の自動車				区分	別添2 4. (3) ① の自動車	別添2 4. (3) ② の自動車		
(略)			(略)	(略)		(略)			(略)	(略)		
添付資料	(略)		(略)	(略)		添付資料	(略)		(略)	(略)		
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）		※1	△			施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）		※1	※1		
(略)			(略)	(略)		(略)			(略)	(略)		
備考（略）						備考（略）						
3.2.（略）						3.2.（略）						

新	旧
<p>4.～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、<u>自動車予備検査証</u>、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車 (附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。) 又は新型届出自動車については、「当該型式・類別 (類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p><u>ただし、自動車予備検査証、自動車検査証及び登録識別情報等通知書に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものにあつては、これを省略することができる。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7.3.～7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算に関する書面</p> <p>基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>ただし、<u>指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの</u>にあつては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。</p>	<p>4.～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車 (附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。) 又は新型届出自動車については、「当該型式・類別 (類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7.3.～7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度及び最小回転半径</u>に関する書面</p> <p><u>重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。</u></p> <p>ただし、<u>次のいずれかに該当する自動車 (共通構造部型式指定自動車にあつては、附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。)</u>にあつては、重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度及び最小回転半径</u>に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p><u>(1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの</u></p> <p><u>(2) 2軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造 (軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。) 等を行ったもの</u></p> <p><u>(3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に記載したものであつて、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代える</u></p>

新	旧
<p>7.7. <u>最大安定傾斜角度に関する書面</u> <u>基準に適合していることが確認できるものであること。</u> <u>ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。</u> <u>(1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの</u> <u>(2) 2軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの</u> <u>(3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したものであって、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの</u> <u>(4) 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの</u> <u>(5) 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車</u></p> <p>7.8. <u>最小回転半径に関する書面</u> <u>基準に適合していることが確認できるものであること。</u> <u>ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</u> <u>(1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの</u> <u>(2) 最遠軸距が5.0m以下のもの</u></p> <p>7.9. ～7.16. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p>附則4 (略)</p> <p>第1号様式～第10-3号様式 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添3 (4-14 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>6.1. ～6.12. (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。</p>	<p><u>ことが可能と判断したもの</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7.7. ～7.14. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p>附則4 (略)</p> <p>第1号様式～第10-3号様式 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添3 (4-14 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>6.1. ～6.12. (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。</p>

新	旧
<p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 <u>(5)</u> (本則 7-53-17-2-3 <u>(6)</u>) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊟マーク又は㊠マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真等が添付されていなければならない。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊟マーク又は㊠マークを撮影した写真等の添付を省略することができる。</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 <u>(8)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> ②ウ) の規定に該当する場合には、(1)に加え、本則 7-53-2-3 <u>(8)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> ②ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>6. 14. ～6. 16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査</p> <p>8. 1. ～8. 5. (略)</p> <p>8. 6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性 本則 7-53-2-3 <u>(5)</u> (本則 7-53-17-2-3 <u>(6)</u>) の規定によるほか、6. 13. の書面等との一致が確認できなければならない。 なお、本則 7-53-2-3 <u>(7)</u> ②ウ又は <u>(8)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(6)</u> ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p>8. 7. ～8. 9. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略) 第 1 号様式～第 17 号様式 (略)</p>	<p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 <u>(4)</u> (本則 7-53-17-2-3 <u>(5)</u>) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊟マーク又は㊠マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真等が添付されていなければならない。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊟マーク又は㊠マークを撮影した写真等の添付を省略することができる。</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 <u>(7)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> ②ウ) の規定に該当する場合には、(1)に加え、本則 7-53-2-3 <u>(7)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> ②ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>6. 14. ～6. 16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査</p> <p>8. 1. ～8. 5. (略)</p> <p>8. 6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性 本則 7-53-2-3 <u>(4)</u> (本則 7-53-17-2-3 <u>(5)</u>) の規定によるほか、6. 13. の書面等との一致が確認できなければならない。 なお、本則 7-53-2-3 <u>(6)</u> ②ウ又は <u>(7)</u> ②ウ (本則 7-53-17-2-3 <u>(5)</u> ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p>8. 7. ～8. 9. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略) 第 1 号様式～第 17 号様式 (略)</p>
<p>別添 4 (4-15 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 届出書等の受理等</p> <p>5. 1. 受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等 <u>に記載漏れがなく、かつ</u>、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等 <u>に記載漏れがあるもの又は</u> 不足してい</p>	<p>別添 4 (4-15 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 届出書等の受理等</p> <p>5. 1. 受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等 <u>の</u> 形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等 <u>が</u> 不足しているなど形式的要件を欠い</p>

新	旧																																																										
<p>るなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、<u>記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。</u></p> <p>なお、4.2.(4)により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 不受理通知をした届出書等については、<u>記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</u></p> <p>なお、(1) ①の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</p> <p>5.3. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 書面審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 届出書等の訂正した箇所には、届出者又は担当者の訂正の印又は署名がなされていること。</u></p> <p><u>なお、右上の欄外に届出者又は担当者の訂正の印又は署名がなされている場合であつて、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。</u></p> <p><u>(記載例) 車名及び型式欄訂正 1字削除 1字加入</u></p> <p>8.～11. (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (別添4の4.1.関係)</p> <p>届出書等内容一覧表</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>備考(1)～(6) (略)</td></tr> <tr><td>(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。 <u>この場合において、改造後においてもホイールベースが5.0m以下である自動車にあつては、添付を省略することができる。</u></td></tr> <tr><td>(8)～(9) (略)</td></tr> </table> <p>別表第3 (別添4の7.(1)関係)</p> <p>書面審査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書面</th> <th>審査内容</th> <th>能力強度等の基準</th> <th>計算書・検討書等の省略</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 添付資料</td> <td>(a)～(b) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>①～⑨ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩ 最小回転半径計算</td> <td>計算が適正であり、基準に適</td> <td>計算により求める場合には、本則7-7-1(3)</td> <td>(a) 軸距が最小回転半径に影響</td> <td>計算値が11m</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	備考(1)～(6) (略)	(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。 <u>この場合において、改造後においてもホイールベースが5.0m以下である自動車にあつては、添付を省略することができる。</u>	(8)～(9) (略)	提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3. 添付資料	(a)～(b) (略)	(略)	(略)	(略)	①～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑩ 最小回転半径計算	計算が適正であり、基準に適	計算により求める場合には、本則7-7-1(3)	(a) 軸距が最小回転半径に影響	計算値が11m	<p>ていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、4.2.(4)により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</p> <p>なお、(1) ①の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</p> <p>5.3. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 書面審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8.～11. (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (別添4の4.1.関係)</p> <p>届出書等内容一覧表</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>備考(1)～(6) (略)</td></tr> <tr><td>(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。</td></tr> <tr><td>(8)～(9) (略)</td></tr> </table> <p>別表第3 (別添4の7.(1)関係)</p> <p>書面審査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書面</th> <th>審査内容</th> <th>能力強度等の基準</th> <th>計算書・検討書等の省略</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 添付資料</td> <td>(a)～(b) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>①～⑨ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩ 最小回転半径計算</td> <td>計算が適正であり、基準に適</td> <td>計算により求める場合には、本則7-7-1(3)</td> <td>(a) 軸距が最小回転半径に影響</td> <td>計算値が11m</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	備考(1)～(6) (略)	(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。	(8)～(9) (略)	提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3. 添付資料	(a)～(b) (略)	(略)	(略)	(略)	①～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑩ 最小回転半径計算	計算が適正であり、基準に適	計算により求める場合には、本則7-7-1(3)	(a) 軸距が最小回転半径に影響	計算値が11m
(略)																																																											
備考(1)～(6) (略)																																																											
(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。 <u>この場合において、改造後においてもホイールベースが5.0m以下である自動車にあつては、添付を省略することができる。</u>																																																											
(8)～(9) (略)																																																											
提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
3. 添付資料	(a)～(b) (略)	(略)	(略)	(略)																																																							
①～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
⑩ 最小回転半径計算	計算が適正であり、基準に適	計算により求める場合には、本則7-7-1(3)	(a) 軸距が最小回転半径に影響	計算値が11m																																																							
(略)																																																											
備考(1)～(6) (略)																																																											
(7) 注5：※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。																																																											
(8)～(9) (略)																																																											
提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
3. 添付資料	(a)～(b) (略)	(略)	(略)	(略)																																																							
①～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																							
⑩ 最小回転半径計算	計算が適正であり、基準に適	計算により求める場合には、本則7-7-1(3)	(a) 軸距が最小回転半径に影響	計算値が11m																																																							

新					旧				
書	合していることが確認できるものであること。	の規定に基づく算式で計算するものとする。	を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。 (b) 改造後の実測証明があるもの。 <u>(c) 改造後においても軸距が5.0m以下であるもの。</u>	を超える場合は実測する。	書	合していることが確認できるものであること。	の規定に基づく算式で計算するものとする。	を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。 (b) 改造後の実測証明があるもの。 <u>(新設)</u>	を超える場合は実測する。
⑪～⑱ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	⑪～⑱ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第4 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添5～別添15 (略) 別添16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領 1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(削除)</u> <u>(8)～(13) (略)</u> 3. 報告方法 (1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとお					別表第4 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添5～別添15 (略) 別添16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領 1. (略) 2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 車両不具合原因調査実績</u> <u>① 受付年月日</u> <u>② 件名</u> <u>③ 申請者の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス</u> <u>④ 申請者別</u> <u>⑤ 申請方法</u> <u>⑥ 調査車両の車名、型式、通称名、原動機の型式、走行距離、登録番号、車台番号</u> <u>⑦ 依頼の概要</u> <u>⑧ 処置年月日</u> <u>⑨ 調査方法</u> <u>⑩ 車両不具合の有無</u> <u>⑪ 調査結果</u> <u>(9)～(14) (略)</u> 3. 報告方法 (1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとお				

新					旧				
りとする。					りとする。				
報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限	報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
街頭検査実施結果	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部 <u>企画部企</u> <u>画課</u>	実施毎	実施後 7 日	街頭検査実施結果	地方検査部検査課 又は地方事務所	本部 <u>検査部検</u> <u>査課</u>	実施毎	実施後 7 日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>車両不具合原因調</u> <u>査実績</u>	<u>地方検査部検査課</u> <u>又は地方事務所</u>	<u>本部検査部検</u> <u>査課</u>	<u>随時</u>	<u>実施後 7</u> <u>日</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)					(2) (略)				
4. (略)					4. (略)				

附則 (令和 2 年 1 月 31 日規程第 52 号)

この規程は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。